

区における押印見直しの基本的な考え方について

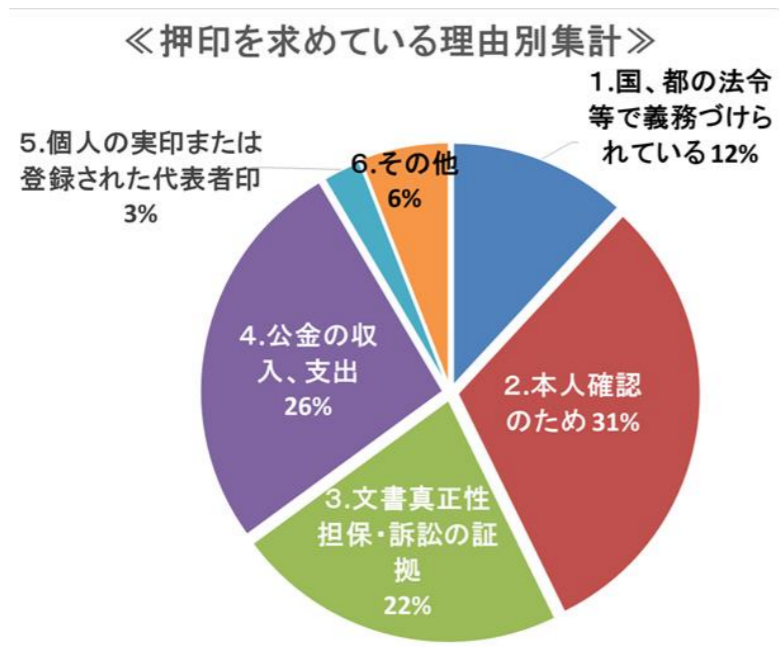
押印見直しをめぐる国・都の動き

○国は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のために、押印の見直しを実施した。その結果、民間から行政への手続きの99.4%において廃止又は廃止の方向特に認印については、すべて廃止の見込みとなった。
14,992手続きのうち、押印が存続するのは、83手続き

○都は、はんこレス、ペーパーレス、FAXレスなど5つのレスを徹底推進していくことを都政の構造改革コア・プロジェクトに位置付け、取り組みを進めている。
慣習的に求めてきた押印については原則廃止との方針を打ち出している。

区のこれまでの取組、現状

○平成4年度、区民サービスの向上と事務の効率化を図るため、区民から区に提出される申請書など、326種類の押印廃止を実施。
○さらなる区民サービス向上を目指し、押印状況調査を令和2年10月に実施。その結果、区民や内部事務などで押印を求めているものが、**3,466種類**
○経理管財課、会計管理室等と連携し、見直しに向けた考え方を検討。



押印見直しの基本的な考え方

○押印について、真に必要な場合を除き、**原則廃止**する。

- 押印を廃止するもの
 - ・慣習的に求めているもの
 - ・単に事実・状況を把握することを目的とするもの
 - ・本人確認が必要なもので、代替手段があるもの
(例：オンライン申請等デジタル化によるもの。身分証明書等の提示により、本人確認が可能なもの)
 - ・申請等の行政手続きが継続的に行われている場合等、本人からの申請であることが確認できるもの 等
- 押印を存続するもの
 - ・実印（印鑑登録制度において登録した印鑑）の押印を求めているもの
 - ・国、都の法令等に基づき押印を求めているもの
(国、都が押印の見直しを行った場合は、それに準ずる。)
 - ・契約書
 - ・協議書、覚書等の契約書としての性質を備えているもの
 - ・請求書、領収書、精算書、会計事務規則及び物品管理規則の様式で押印を求めているもの
 - ・完了届やしゅん工届等の契約に係る書類 等

※なお、押印を存続するものについて、デジタル化等の代替手段を講じ、順次、押印廃止又は省略していくこと。

今後の動き

○押印の廃止ができるものは、原則として令和3年4月1日施行とし、規則、要綱等に押印の定めのあるものは、改正手続きを行う。

○国、都の法令改正等により押印廃止できるものは、順次廃止する。